

(企画部、財務部、南茅部支所地域振興課、消防本部、教育委員会入室)

午前10時04分

1 付託事件審査

○委員長(工藤 恵美) おはようございます。

開会前でございますが、出村委員が所用のため欠席いたしますので、お知らせいたします。

午前10時04分開議

○委員長(工藤 恵美) では、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

議題の確認でございますが、前回の委員会で本日調査することが確認されておりました国際水産・海洋総合研究センターの入札中止につきましては、一昨日、センター整備に係る補正予算の議案が提出され、当委員会に付託されております。本日の調査事件の議題としていないところでございます。

それでは議題につきまして、配付のとおり進めたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) はい。異議がありませんので、そのように進めてまいります。

では、1の付託事件審査でございますが、提出者の説明につきましては省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) 異議がありませんので、そのように決定をいたします。

それでは、議案第1号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、以下議案8件を一括議題といたします。御質疑ございませんか。阿部委員。

○阿部 善一委員 それでは、議案第18号ですか、今言われました一般会計補正予算について、国際水産・海洋総合研究センター工事入札公告の取り下げについてということをごすね、これに概略的なものが書いてるんですけども、これではよくわからないんですけども、もう少しわかりやすい説明をしていただきたい。その時系列に沿ってわかりやすい説明をしてほしいなというふうに思いますが。

○企画部長(谷口 諭) おはようございます。

まず、水産海洋の関連、現在、入札広告取り下げということで、総務の委員の皆様を初め、大変御心配をおかけしてますことをおわびしたいと思います。

今、阿部委員のほうから経緯ということでしたので、私で御説明できる範囲で御説明させていただきたいと思います。

まず、入札日、これは5月22日が予定でございました。その数日前に入札の参加資格業者のほうから、所管の都市建設部のほうに予定価格が低く入札ができないという旨の指摘があったものでございます。設計内容を調査した結果、その一部に事前の打ち合わせと異なる設計単価を計上しているということが判明いたしまして、所管のほうでは入札に適さない積算であるというふうに判断をし、本館棟1工区新築主体工事外4件、合計5件ですけれども、その入札公告を取り下げ、執行を取りやめたということでございます。

当初これ、平成22年に基本設計を実施しておりまして、その際本体及び外構で約37億円という形で進

めてきておりました。この金額をベースに平成23年度実施設計という作業を進めてきたわけでございます。で、基本設計後、新たに今回お示ししておりますが、基礎解体における矢板の未計上分、それから液状化対策等の地盤改良経費、これが金額を押し上げる要因であったわけですが、そして、これに加えて設計業者が提案っておりますか、考えていた施設の概要、仕様ですね、というものがいろいろ協議をしてきたということでございまして、そのようなものを含めて、業者さんのほうからは今年の冬、いわば私どもが予算要求をする段階においても、大丈夫であると、総額でおさまるといってお話をいただいております。市としてもそのような受けとめをしていたということで、最終的に予算額、継続費総額で38億3,510万円という額を議決いただいたというところでございます。

今回、このような指摘を受けて、都市建のほうで現在の仕様で当初の適正な設計単価で精査をしたところ、約6億円の超過が見られるということが判明いたしました。で、研究センターとして、これまで入居予定機関ともいろいろお話をしておりますので、機能を損なわない形で仕様変更して、減額をしたんですけれども、最終的に前段で説明した2点の部分等で増額をせざるを得ないという状況になったものでございます。

本来このような見直し、実施設計もやっている最中ですけれども、11月から3月のそういう間に予算編成と並行した形でいろいろ調整をしてやっていくべき作業ではあるんですけれども、そのことが遅れて、その段階で予算に見合った設計内容を確定していくというものなんですけれども、その結果として、作業が遅れてしまったということでございます。

設計業者と市との意思疎通、これがしっかり図られていれば、密に連携していれば、このようなことは防げたのではないかなというふうに考えているところでございます。

最終的に仕様変更の減でできなかった2億9,850万円につきましては、申しわけありませんが、今回補正をさせていただきたいということが今回の一連の経過でございます。

以上でございます。

○阿部 善一委員 やっぱり聞けば聞くほどわかんなくなってくるんだけど、当初、設計業者が決まった段階で、当然、市側と予算はこれくらいでこういう規模でこういう機能を持ったものということの当然打ち合わせをしますよね。それに基づいていろいろ設計をし、設計業者に初めから市内のその建設業者がやるということを伝えてあったんですか、それには。それをまず確認したい。

○企画部長（谷口 諭） 都市建設部のほうからお聞きしましたが、それは地元発注を前提ということで積算、設計するよということ、指示していたということでありまして。

○阿部 善一委員 そうすると当然、業者は市内のそれぞれの会社から見積もりをとるわけですよね。見積もりをとって、それをずっと積み重ねていくと思うんですけれども、見積もりをとったものが、今聞くと結果的には生かされなかったというような、私にはそういう聞こえ方になるんですけれども、そういうことでもないんですか、これ。

この、見ると2億9,900万円のうち、矢板が6,000万円で、液状化が2億円なんていうのは、これ液状化って例えば液状化と一つにとらえた場合に、これは初めからこの工事の中になかったんですか。それともまったく新たに追加するものなんですか、これは。どちらですか。

○企画部長（谷口 諭） 基本設計の段階では、大体こういう広さでっていうことで、37億円っていう総

額でした。その後、今言った例えば基礎解体における矢板、それは私も詳しくわかりませんが、工法の違いで軟弱地盤であるがゆえに矢板をきちっとやって開削しなければならないものを、それを計上していなかったという部分、それから今言った地盤改良の部分につきましては、当然こういう地盤でそれは軟弱ですよって、海沿いですから、そういうことですがけれども、それが基本設計後、余計って言いますか、より金額がかかるということが判明したというふうに聞いております。

以上でございます。

○阿部 善一委員 その液状化の対策だけど、言ってるけど、最初から液状化の工事はこの中に含まれていたんですか、いなかったんですかと。まったく新たな追加部分、新たな追加工事なんですかということなんです。

○企画部長（谷口 諭） 申しわけございません。最初から地盤改良っていう部分は、含んでいるということでございます。

以上でございます。

○阿部 善一委員 これ、専門的な話になってくるんで、できれば都市建設の、あるいは担当の副市長でもいいんですけども、そうしなければこの議論は進まないと思うんですよ。御承知のようにこれ、随分、市内でもいろいろ関心を持たれている事項なんで、議会は議会としてのチェック機能をきちっと果たさなければ、議会そのものの存在が問われる事件だなというふうには思ってますので、委員長、できましたら、この問題をほかの方もあろうと思うんですが、都市建設部長のきょうがだめならあすでもいいんですけどね、あさってでも、月曜日か、月曜日でもいいんですけども、お願いしたいし、いろいろと資料要求もしたいなと思ってるんですよ。それを見なければ、これだけの説明で、これだけのことでわからない。

正常であれば、私は業者からそういう申し出があっても、やっぱり入札は実施すべきだと思う。それが結果的に不調なら不調で終わったということであれば、それはそれとして理由は立つ話だなというふうに思ってるものですから、なぜ、それ中止に至ったのかという経過も知りたいし、それは別なところの判断だと思いますけれども、その工事の具体的なものについては、やっぱり直接その工事担当者からそのことをお聞きしたいと思しますので、委員長、中でちょっと協議していただいけませんか、この問題について。

○委員長（工藤 恵美） 阿部委員に申し上げますが、今議題となっている議案第18号は企画部から出されているものとなりますので、この範囲内で質疑をしていただきたいと思いますが、しかし、今都市建設部から詳しい内容を聞きたいということでございますので、具体的な質問項目があれば、今明らかにしていただいて、それで皆さんにお諮りしたいと思うんですが。

○阿部 善一委員 その前に資料要求しないと。

○委員長（工藤 恵美） 資料要求。どのような資料要求か、企画部でできるかどうか、まず聞いてできるかできないか、聞いてみたいと思います。

○阿部 善一委員 当初のさっき言ったように、その設計業者と函館市との間でどういう確認事項がされたのか、その記録が私は当然残っていると思うんです、その記録。それは1回、2回じゃないと思うんですけども、何回か打ち合わせをやってきている。

それともう一つは、市内のいろいろな業者から見積もりをとったようですけども、その見積もり単価とこの設計業者が出したものとどう隔たりがあるのか。

それから、この液状化の問題について、当初の打ち合わせの中で当然、路盤の調査はされているというふうに思いますので、その路盤調査の記録。それから、この矢板の6,000万円の追加、当然、これも関連をしてくるんですけども、これは一つは北海道振興からこの土地を購入したときにまだ基礎工事、基礎の躯体が相当、埋没されていますよということをこれは不動産の取り引きでは、ごくごく当たり前の話ですけども、その見えない場所、地下に、地下っていうか図面、下ですね、当然これのことは重要事項の説明事項の中にあっただかどうかと。これは一般の不動産取り引きでいうと、そういう大事なことがその中に盛り込まれていなければ、売り主はその責任を負わなければならない。瑕疵担保責任をとられる話であって、当時の北海道振興から函館市が購入したときの契約事項の中にそのことがきちんと明記されているかどうか。その当時の資料もお願いしたい。

それとこの矢板の6,000万円を追加しようとするときに、見積もりを業者から何社かからとっているんですけども、その見積もりの中にこの矢板工事があっただかどうかと、6,000万円もかけなきゃならないような、あっただかどうか、そういうのがわかるもの。

それと1週間ぐらい前に設計業者と函館市と打ち合わせしてますよね、この問題でね。どういう打ち合わせをしたのか。それは文書確認したのか、口頭だったのか。それがもし出せるものなら出していただきたい、とりあえず。

○委員長(工藤 恵美) 路盤改良に関しては、基本設計の中でもう確認されてるものだと思いますが、この今幾つか6項目か7項目出た資料要求の中で、企画部で答えられるものがあれば、また時間が必要かどうか。

○企画部長(谷口 諭) 今、資料要求いただきましたけれども、ちょっと内容につきましては、私どもで承知していない部分がございますので、時間をいただくとともに、所管部局である都市建設部のほうにお話をして調製をしてもらわなければならない内容のものがほとんどであったかと思っておりますので、今この場でお答えできるものは、私はありません。

○委員長(工藤 恵美) 阿部委員にお尋ねしますが、この議案第18号の審査に関して、今資料要求されたことが審査にとって必要なことですか。

○阿部 善一委員 もちろん。

○委員長(工藤 恵美) それでは委員の皆さんにお尋ねしますが、今阿部委員からこのように資料要求もあり、都市建設部の出席を求めたいということでございますが、どのようにしていったらいいか。はい、小野沢委員。

○小野沢 猛史委員 審査をする上で必要なことだということなので、それはそれで結構でないかなというふうに思います。

あわせて私も資料をお願いしたいなと思ってた、何点かございまして、今阿部委員おっしゃったような専門的な難しい話ではなくて、私、情報に疎いもんですから、お話ししてよろしいですか。

○委員長(工藤 恵美) はい、どうぞ。理事者に。

○小野沢 猛史委員 そもそも今回予定していた入札の案件、五、六件あるっていうふうに聞いてるんで

すけれども、それぞれの工事の件名、予定価格ですね、それから入札予定者、これは具体的にその会社の名前表すわけにはいかないでしょうらしいですから、A社・B社企業体とか何とかっていう形で結構ですから、Aクラス、Bクラス分かれるんでしょうかね、その辺わかるような形でどういう入札をどういうふうな枠組みでやろうとしてたのかということら辺の資料が一つです。

もう一つは、今回は予定価格が低過ぎたということが、予定した案件の中でどの案件でどれだけ少なかったのかと影響が何かな、今回、補正してどういうふうになるのかということですね。

それから、いつかな、入札前に業者の方がこれは電話があったのか、直接、お見えになったのか、その辺は私は承知してませんけれども、いずれにしても役所に予定価格が低過ぎるということで相談に来られたというお話なんですけども、その際に来られた方々はどういう方々が来られたのか。で、どんな話をされていったのか、何か具体的に幾ら低いとかいう話もあったやに聞いているものですから、その際に具体的にどういふ話があったのかということら辺ですね。

そのことに関連して、他の入札を予定していた各社に市として何がしかの照会をしたのか、してないのか。とりあえず、この辺の資料をお願いできればと思います。そうでないと全体像が見えないので、この部分だけ取り上げてどうですかって言われても、言われればそうだな、そうなんだろうかなっていう気もするんですけど、ちょっと判断に苦しむところで、全体像が見えてその中でこういうことが問題になって、ということら辺はより鮮明に明らかにしてほしいなど。そのためにその資料は必要だというふうに思いますので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（工藤 恵美） 企画部長、小野沢委員の資料要求の内容はおわかりでしょうか。

予定価格という、財務部になるのでしょうか。財務部になりますか、入札の。今の資料要求の中に財務部所管もあるのかなと思いますけれども。

○小野沢 猛史委員 口頭で説明されても、ちょっとよくわからないので、文書で、資料でいただいて、全体がよくわかるようにしてほしいなど。

○委員長（工藤 恵美） 資料で。

○金澤 浩幸委員 企画部も財務部もいらっしゃいますけれども、最終的に都市建のところが絡んでくるんで、関係する部局の皆さんにここに来ていただいて、今資料要求したものを出示していただいて、説明を受けるようなそういう段取りをして。

○小野沢 猛史委員 そうですね、そうしていただいたほうがいいと思います。

○委員長（工藤 恵美） わかりました。それでは部分的にそれぞれ各部から聞くのではなくて、調整していただいて、企画部、財務部、都市建設部、それと都市建設部、今経済建設委員会開催中でございまして、都市建設部はそちらに行っておりますので、経済建設委員会のほうに当委員会から申し入れをしまして、その後、出席できるかどうかを確認させていただきたいと思います。

では、議案の第18号につきましては、そのように後ほど別扱いということで、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤 恵美） はい、じゃあ、そのようにさせていただき、後ほど調整させていただきます。

それでは、その他ですね、18号を除いて第1号から議案第14号までを一括議題といたします。

御質疑ございませんか。はい、金澤議員。

○金澤 浩幸委員 議案の10、11、12号、消防のポンプ車、高規格救急車について確認したいんですけど、まずこれ1点、1点ずつの契約自体は随契ということでよろしいでしょうか。

○消防本部庶務課長(吉田 勇司) 今回提案しております消防ポンプ自動車、水槽つき消防ポンプ自動車、高規格救急車につきましては、いずれも指名競争入札となっております。

○金澤 浩幸委員 消防ポンプ自動車、3,654万円ですけども、競争入札っていうことは何社か応札されてるってことですか。何社応札してますか。

○消防本部庶務課長(吉田 勇司) 消防ポンプ自動車及び水槽つき消防ポンプ自動車につきましては、4社というふうになってございます。4社でございます。

○金澤 浩幸委員 水槽つきもポンプ自動車も4社ずつ応札してる、そういうことでよろしいですね。

これ、地元函館の業者ってのは、ないのかなと思いますけども札幌の業者さんが4社ずつ。それは同じ業者さんが4社ずつでよろしいですか。

○消防本部庶務課長(吉田 勇司) その通りでございます。同じ4社。

○金澤 浩幸委員 何とかこれ、函館の業者さんが参加できるような、そういうとこつけれないかなっていう思いはあるんですけども。

昨日でしたかね、テレビで、こういう救急車両の展示会みたいなので、札幌で今やられてるみたいですけども。例えば、トラックの架装の部分だと思うんで、例えばシャシーの部分はね、メーカーさんから供給してもらって、函館の業者さんで架装部分を研究していただいて、何とか地元の業者も参加できるような、そういうスタイルにもっていけないかって思いはあるんですけども。そこら辺どうですか。

○消防本部庶務課長(吉田 勇司) 実はこの消防ポンプ自動車と水槽つき消防ポンプ自動車につきましては、これまで架装の部分とシャシーの部分を分けて、分割して発注してきた経過にございます。その目的といたしましては、架装の部分につきましては市内に業者がございました。シャシーの部分につきましては市内に業者がおりまして、その中で地元の業者の育成っていう形できた経過にございます。

ただ、その業者も函館市外に移転してしまったというような経過にございますことから、市外でございますね、そういう経過にございますことから、今回、この消防車の部分につきましては、一括発注をさせていただいたところでございまして、高規格救急車につきましては市内に業者がございますので、継続してということになります。

また、議決案件ではございませんけども、消防団が使用します小型動力ポンプの積載車、こちらにつきましてはシャシーの部分では市内に業者がございますので、こちらのほうは分けてしたいと考えてございます。以上でございます。

○金澤 浩幸委員 シャシーと架装部分を分けて発注できれば、地元の業者が絡めるのかと思いますけども。

これやっぱり完成車両で入札したほうがやっぱり安く済むって、そういうところはありますか。

○消防本部庶務課長(吉田 勇司) 当初、私もこの一括発注する部分につきましては、架装業者がいろんな道内各消防本部から集まってシャシーを集めて安くなるのかなってことで予想してたんですけども。

実は、その価格を見ますと例年と同じような部分でございまして、その理由をちょっと調べますと架装にかかる金額が上がっているという部分と、シャシーにつきましては納入後、メンテナンスという部分で、その架装業者につきましては、函館消防であれば近隣のメーカーから納入してもらってという部分で大量のシャシーの購入ということに至らないものですから、同じような金額になっているところがございます。

- 金澤 浩幸委員 これ、1と2の違いね、水槽つきとついてないってことですよね。それでも同じようなこういう値段でおさまるってことですか。
- 消防本部庶務課長（吉田 勇司） 水槽つきと水槽のない消防車なんですけど、機能はポンプも全部同じで、水を積めるかどうかの部分の違いなものですから、金額的にはそんなに変わるものではございません。
- 金澤 浩幸委員 わかりました。救急車については地元、これ2社ですかね。けどまあ言うと交代、交代で入札してるんじゃないのって部分もあるんですけども。地元でできるものはなるべく地元でお願いして終わります。
- 委員長（工藤 恵美） 他に御発言ありませんか。
- 板倉 一幸委員 済みません、私も消防についてちょっと1点だけ確認をさせていただきたいと思うんですが、今回、消防救急無線デジタル化の整備工事ということで工事請負契約が提案をされているわけですけども。

事業そのものについてここで議論するわけにはまいりませんが、ただ少し内容について確認をさせていただきたいというふうに思うんですが、よくこのデジタル化によって電波の届く範囲が、エリアが狭まってしまうと、短くなるという難点があって、それを解消するために中継基地をふやしていくとか、建てて電波を届くようにすると。こういうようなことをやってるんですが。

今回のこの資料として、システム構成図が出されておりますけれども、これで結構、函館市は山を隔てていろいろありますけれども、地域が広いですけれども、これは十分そういった機能が発揮をされるというふうに考えていいでしょうか。

- 消防本部当直司令長（蛭名 健） 今のお尋ねの件について、お答えいたします。今回の工事につきましては、こちらの市街地部分の工事がメインでございます。今回は消防本部のアンテナに共通波のアンテナを上げまして電波を飛ばすということになります。第一期工事、第二期工事と第三期まで分かれて、今企画してございますけれども、今回は市街地部分のアンテナ部分のみの工事ってことで、工事を進めてございます。で、受信状況ってことのお尋ねでございましたが、確かに260メガヘルツ、難しい話で申しわけないんですが、周波数が変わることによって到達距離が若干短くなる。これ御指摘の通りです。で、それをクリアするために、今度は受信側のほう、受信側のほうに、技術的な話で申しわけないんですが、アンテナを2本立てまして、それで合成しながら受信を不感地帯をカバーしていくと、このような方法でいきますと、現在のアナログ無線、これと同程度の効果があるということが実証されてございます。当市におきまして、そのような方式で、今のアナログ無線とは同程度の伝搬エリア、聞こえるエリアですね、確保できるってなことで、今企画してございます。

次に、山がある例えば東部地域のほうはどうなるってことでございますが、現在も無線は、済みませ

ん、難しい話で申しわけないんですが、中継局、これを現在10基運用してございます。東部地域につきましては、それでこちらの無線が全部東部地域のほうにも支障なく届く、活動には全く支障のない、このような状況で運用してございます。で、今度デジタルになりますと、今委員御指摘のとおり伝搬距離が少し短くなるんでないかという御指摘もございますが、コンピューターシミュレーションを行いまして、今と同程度の効果がある無線設備、これを利用しまして、今とは遜色なく、東部地域、または旧市街地域、これも届くようなことで、現在、第二期工事、第三期工事を企画してございます。

○板倉 一幸委員 その説明についてはわかりました。

それでそういった機器的なもの、機械的な構造的なものについては私も詳しくわからないんですけども、例えば聞くところによれば、このデジタル化は回路がやっぱり結構複雑で、それで特に携帯型の移動局の無線機などもありますけども、バッテリーのもちがですね、短くなるというか。ですから、災害などにあまり適していないというようなことが言われてたようですけども、それらについては今回のこのシステムでは解消されてるのでしょうか。

○消防本部当直司令長（蛭名 健） バッテリーの件でございますが、当初委員御指摘のとおり、そういう指摘はございました。バッテリーが大きくなるんでないかって。例えば一番わかりやすい例が携帯電話、これ当初一番最初の頃、ものすごい大きな携帯電話を使っておりました。あれと同じような懸念があるんでないかという御指摘でございます。今現在、製品等々見ますと、私実機も見たんですが、今携帯無線で使ってる大きさ、このくらいなんですけども、それとほぼ同程度の大きさに改良されてございます。で、出力も同じ程度が出るということで、通話には支障がないというようなことを報告受けてございます。また現場に行きましても、携帯無線で発射しますと近くの中継局が拾いまして、それが本部まで来る、それから本部からまた中継して折り返しを発射するっていうようなことで、その辺の部分についてはかなり技術的には改良されてございます。その辺も見極めまして、中継局の配置とか、今後の二次、三次計画には進めてまいりたいと、こう考えてございます。

○板倉 一幸委員 それで実際にこの請負金額なんですけども、3億2,949万円ということになっておりまして、これが高いのか、安いのかっていうの、ちょっと私もそのものについての知識がありませんから、わからないんですが、インターネットで調べてみますと消防波のデジタル化に向けて各消防において伝搬調査が行われているけれども、調査内容の妥当性を疑問視する声が聞かれていると、これは多くの調査、入札により業者が選定をされていますけども、実際に入札価格が試算の10分の1という場合もあり、議会で審議される案件がふえてきていると。こういうような、ネットで検索をしますと出てまいります。他都市の消防無線のデジタル化の価格ですとか、見てみますとかなり安いのかなという気もしないわけではないんですが、その辺のところは消防本部では実際にほかでも、よそでもやらなきゃならないことですからやっているわけですけども、その辺の価格調査などは行われているのでしょうか。

○消防本部当直指令長（蛭名 健） 委員御指摘のとおり、ネットではいろんな情報が飛び交っています。その辺、私も、全部とは言いませんが、ほとんどチェックしています。で、いろんなところを見て、今言った価格の問題等々あります、チェックしてございます。当市もいろんな会社から先進都市、何社か全国的にもうやられているところかなりあります、そういうところから情報収集いたしまして、当本部の見積価格が適正かどうか、これをチェックしてますし、今回の契約に当たってもかなりチェックし

ています。設計委託をしています。さらにそれをまた調査するような形をとりまして、調査させていただいてます。価格の高い、安いっていうのは個人的主観がございまして、何とも言えませんが、確かに高い機器です。伝搬調査等々もかなり値段が違うところもあります。それも都市の状況が違う、一概に価格だけで例えば3億円、4億円って比べますと高い、安いっていう問題が出ますが、都市構造が例えば函館の旧市街地みたいに山があまりないところであると中継局も少なくて済む、北海道は多いんですが、湾岸部とかの入り組んでいるところ、こういうところにつきましては、中継局がかかる、中継局1個建てるのに約1億円かかります。そういう部分でかなり違ってきます。あまり高いものを建てますとほかの都市に飛んでいって悪影響が出る。痛しかゆしの問題がございまして、その辺のせめぎ合いで高い、安い、各都市によって出てくるっていうのは十分考えられます、そういうのを含めまして、当市としましては価格の安いほう、できるだけ低く効果が上がるような方法、このような方法で現在、鋭意検討してございます。以上でございます。

○小野沢 猛史委員 先ほど金澤委員も質問されてましたけども、議案第12号高規格救急自動車の物品の購入、これ予定価格は幾らだったんですか。予定価格っていうのはあらかじめ設定していないのかな。大体このくらいじゃないかとかって見積もったりしていないんですか。

○財務部長(大竹 教雄) 入札のことなんで、私のほうから答えさせていただきます。

予定価格につきましては、答えから先に言いますと、公表できません。なぜかと言いますと次回以降の入札時に価格を類推される恐れがあることや不正や談合の防止を図るために予定価格は事後であっても公表してございませんので、あしからず御了承いただきたいと思います。

○小野沢 猛史委員 質問の仕方を変えますけど、予定価格はこれくらいだろうっていうことはどういふふうにして見積もってますか。どういふふうにして決定していますか。だれでもそうだと思うんですけど、物品購入しようと思うと事前に調査して、今回の場合は2社しかないようだけでもいろいろと話を聞いて大体これくらいかなっていうめどを立ててということになるんだろうと思うんだけど、どういふふうにして大体これくらいだっことを決定しているんですか。

○財務部長(大竹 教雄) 端的に言いますと過去の実績もございまして、納入業者から一応参考の見積もりをとる場合もありまして、とってるんですけども、それを総合的に勘案して予定価格を決定しております。

○小野沢 猛史委員 そうすると今回も入札参加業者からあらかじめどれくらいするんだろうかというふうな見積もりをとってたということですか。

○消防本部庶務課長(吉田 勇司) 高規格救急車の予算に絡みまして、消防のほうではメーカーのほうから見積もりをとりまして、その中で予算要求をしているという流れになってございます。

○小野沢 猛史委員 メーカーっていうのは地元のディーラーじゃなくてこの本社、名古屋だとかいろいろありますね。

○消防本部庶務課長(吉田 勇司) 申しわけございません、地元の業者でございまして。2社ございまして。

○小野沢 猛史委員 その地元の2社というのは、入札に参加する業者なんですね。

○消防本部庶務課長(吉田 勇司) そのとおりでございます。

- 小野沢 猛史委員 何かおかしくないですか。ちょっと何か違和感を感じませんか。どうでしょう。おかしいですよ。これから物品を入札で買おうという業者から幾らくらいですかとあらかじめ値段を聞いてそれを予定価格にして入札をやるっていうのは何か談合っていうのとちょっと違うのか、何て言ったらいいんだろう、いいんでしょうかね。何か手法としてもう少し工夫できないんですか。参考までに先ほど金澤さんおっしゃってましたけど、順番に言ってたけども、パーフェクトに順番ですか。A、B、A、B、A、B、A、Bって最近、この傾向どうですか。
- 消防本部長（稲見 和彦） 高規格救急車の入札状況の業者なんですけれども、近年については2社なんですけども交互という状態になってございません。やっぱり価格ですから、ある程度、その1社のほうが最近、なっております。交互ということではございません。
- 小野沢 猛史委員 ちなみに参考までにお聞きしますが、見積もりをとった段階でどっちのほうが見積金額が低かったですか。参考までに。
- 消防本部長（稲見 和彦） 私どもが業者さんからの見積もりをいただくのは、あくまでも予算計上をするための参考としていただいております、それをある程度、全国の価格とか見まして予算計上するものでございます。ですからそれが最終的にこういったときにどういう予定価格になるかっていうのはちょっとまた別の話でございまして、あくまでも私どもの予算計上、今回、救急車の場合については、もう既に出ており、お示ししてございますけれども、予算計上額としては、3,300万円ということで計上している、これ、あくまでも予算上のためのものでございます。
- 小野沢 猛史委員 見積もりはあくまでも予算を立てるための一つの目安だと、でも一般的に考えると、見積もりの金額、我が家の家計を時々聞くと市場調査して、大体このくらいだと、それがそのまま予算になってるんですよ。自然に考えたら見積もりとって、はい、これで納入できますよって一つの目安になりますね。それをもって予算計上する、予算、それに幾らかプラスしてっていうのは先ほど、結局200万円くらい、100万円か、150万円くらい違うのかな。その差額はどっからどういう理由で生じてくるんですか。見積もりと予算額が違ってくるこの金額の違いっていうのはどういう理由でそういうふうになりますか。消防長、答弁してくださいね。
- 消防長（大坂 晴義） 高規格救急車につきましては、日本のディーラーにおきましても、トヨタ、日産と、大体、設定でつくっているところが、全国的に2社、3社の状況になっております。そういう中におきまして、私どもとしては、車両と救急の中につける装備品、これらを一括しながらその予定額を、見積額を立てまして、要求している関係上、この価格の中で今度いろいろシャシー本体、それと高度救急医療だとか救急の装備品もございまして、そこら辺を含めて一括の救急車、高規格として発注している関係上、そこでのいろんな今度、差が出てくると考えておきまして、一応、ただ、全国的にこれだけ商品が出て、どこのディーラーも使えるっていう段階で〇〇〇業者が大体、全国的にネットが出てきますので、それは標準価格と申しますか、1台の車は例えばシーマであれば450万円とか、そういう単価で入ってますもんですから異常に低くしても、買えないという実態も生じてくるし大体の中で今私どもといたしましては東京の本社のほうに確認すればいいんでしょうけれども大体ディーラーの中でそういう流れになってございますので、そういうことで今まで対応していたという経過でございます。
- 小野沢 猛史委員 そういういろいろな装備品があって、こういう仕様で導入してもらいますよと。

したがってこれでどれだけかかりますかという見積もりを立ててもらおうでしょう。ですよね、だからその見積もりをもってだから、後でね、何か別にこういうものが必要だ、ああいうものが必要だということが生じたっていうのであれば、そこで差違が生じてもすべて合うのかなと思うんだけど、あらかじめ見積もり立てる段階で装備品、いろいろこういう装備品で導入してもらおうことになるんですよ、その見積もりを立ててください、そこは変わったんですか、見積もりを立ててもらって予算を計上して、実際に発注する、入札やるまでに装備品の中身が大分変わったんですか。そういうふうに今聞こえたので。

○消防本部次長（稲見 和彦） 見積もり段階で〇〇〇の段階に変わったっていうことではございません。変わってはいません。ただ、私どももある程度、積算するのにいろいろとりますけども、救急車の電装関係ですとか、単価を見積もっていきますので全国的のものとやっていますんで。それを計上するときには極端にそれを後から変えるということではございません。そのまま予算計上の形で示していきますんで、後からつけるということではございません。

○小野沢 猛史委員 一定の仕様を示して、見積もりをいただいたと。そのいただいたときからさらに何か新しいものをオプションで加えるということはありませんと。いただいた見積もりは見積もりとして横に置いて、自分たちで独自に全国的なようなそういう過去の例やデータを調べてこういう金額になったと、予定価格が、予算が3,300万円くらいになったと。わざわざ何も高くする必要ないでしょ。業者がこれから入札に参加しようとしている業者があらかじめ、事前にどれくらいかかるのかなと予算計上するのに、いろいろ条件を全部示して、見積もりを立ててくださいということに対して、これぐらいで納入できますよと言ってるものを皆さんがわざわざ調べ直して、そこからさらに高くして、予算を組む必要って何かありますか。その理由がわからない。説明聞いていると段々わからなくなる。そうなりませんか。ですよね。別にあら探する気はないんですよ。そこ説明が合理的でない、論理的に破綻している。

○委員長（工藤 恵美） 気温も上がってきましたので、どうぞ理事者の皆さんも上着を脱いで。

○小野沢 猛史委員 参考までに見積価格と今回の契約金額ってどっちのほうが高いですか。言えないか、これも、言いづらいか。参考までに。

○消防本部次長（稲見 和彦） 予算計上額につきましては、私どもで見積もりをいただきながら全国と調整しながら、それからある程度、その推移の中でもってある程度の過去の実態を見まして8掛けですとか、そういうことをやって出していきます。それは予算計上額として過去の〇〇も踏まえまして決定させていただいています。これはあくまでも予算計上額ですから一つの。予定価格となりますと今回の〇〇しか言えないということなんですけども、契約の段階では金額は出ていますけども予算額よりも低い形の中で落札していることは事実です。

○小野沢 猛史委員 予算よりも入札の落札価格が低いのは当たり前。予定価格よりも低いのは当たり前ですよね、それより高かったら不調ですよね。今、どうもその辺が釈然と、説明を聞いてもしないんですけど、別にあら探する気はないので、見積金額と予定価格の関係、見積金額と今回の実際のこの入札でこれ、どういう関係ありますか。どっちのほうが高いですか。

○財務部調度課長（神 和幸） 小野沢委員がおっしゃっているのは予算をとる段階での仮見積もり、そ

れとも予定価格の基礎となる積算書のほう、どちらで。

○小野沢 猛史委員 両方の関係です。

○財務部調度課長（神 和幸） まず予定価格を作成するためには積算をします。その積算の手法とすれば今回のケースでいくと業者さんからの仮見積もりをとるような形もありますし、場合によってはうちの基準がありまして、その基準にのっとった積算をした上で、それを予定価格の基礎とするという形もあります。今回の場合はそういうことで2社がこの入札に参加できるということだったので、2社から消防のほうで見積もりをとって、それに基づいて積算をしまして、それを財務部のほうで予定価格としたということで作成したところでございます。以上でございます。

○小野沢 猛史委員 ということは見積価格と予定価格はほぼイコールということだ。そこら辺の説明をお願いしたい。なんでこんなことを聞くかということあまり競争のない世界なんだろうね。2社しかないということなので。独占的に1社がずっと随契でこういった物品の納入だとか、あるいは業務の委託だとかやってるものっていうのはなかなか適正な価格っていうのがよくわからないんですよ。時には何か業者の言いなりっていうことはないんだろうけども、適正な価格がどうかなということら辺、あるいはもっと競争させることによって少しでも納入価格を安く抑えるということら辺の努力は忘れずにしっかりしてほしいなということいろいろと申し上げているんです。委託だとかなんとか全部関連してくることなんでそこはしっかりやってほしいなということをお願いしておきたいなというふうに思います。もし、わかりやすくどっかの部局で説明してもらえるとありがたいです。

じゃ、次に内容がわからないので参考までに質問させていただこうと思うんですけど、市民生活推進費、総務管理費ですね、これ、レクリエーション等設備整備補助金というのが230万円補正で出てますけど、これ所管の事項ですね、これ、民生なのか。その下にある企画費、国際化施策推進費増ということで外国人住民サポート養成事業補助金で200万円って出てます。この事業の内容を教えてくださいか。

○企画部長（谷口 諭） ただいまの補正の内容ですけども、これ、財団法人の自治総合センターってありまして、いわゆる宝くじの社会貢献広報事業の一つとして、市町村を通じて、地域コミュニティの健全な発展を進めるための助成事業を行っております。その中で助成のメニューの一つの中に地域国際化推進助成事業っていうのがあるんですけども、23年の2月に新しく加わったものと聞いております。実施主体は市町村が認めるコミュニティの国際交流組織に対して、市町村を経由して助成するという内容のものでして上限が200万円というものに、補助の制度としてなっております。で、今回その内容としますと外国人住民サポーター養成事業と言いまして、いろいろ、国際化が進んで外国人で市内に住居されている方もいると、市内の方と交流を深めている、これまでもいろいろ事業をやってきておりますけれども、特にこれまでは外国住民の直接的な支援というのが主だったんですけども、このたび実施するサポーター事業っていうものはどちらかといいますと支援の担い手となる我々市民のほうで多文化共生事業っていいまして、いろんな世界に物事の考え方、民族がいますけども、それが一つになっていろんなことをやっていきたいと思います、そういうものの手助けをする事業の一つとして理解していただきたいと思いまして、私ども、それが来ますと現在もいろいろ行っております北海道国際交流センターっていうのがございますけども、いろんな国際交流事業をやっているところに助成をしまして

さまざまな事業を展開してもらおうと思ってるところであります。以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** わかりました。大変、結構なことなので大いに積極的に進めてほしいなというふう
に思いますね。

次に土地開発基金積立金増、これもこの所管でいいのかな。1,000万円くらいですね。基金運用収入
分ってなっているんですけど、今どき、1,000万円も基金の運用で稼ぎ出すって大変なことじゃないか
なというふうにもふと思っ質問するんですけど。これどんなふうな運用して、これだけの収入が上がっ
たんですかね、参考までに教えていただけますか。

○**財務部長（大竹 教雄）** 土地開発基金積立金増についてですけども、土地開発基金では現金と土地を
持っております。今回、市所管の市有地、それから基金の市有地も合わせて公募で土地の売却を募っ
たんですけども、たまたま土地開発基金の土地が売れたものですから土地開発基金の売れた現金を、要
は土地から現金にかえるという操作で一般会計として積もうという、土地の売却代金でございます。

○**小野沢 猛史委員** そうですか。基金を運用して、昨今、年金基金と違って運用に失敗して大変なこと
になってますから、これで運用で1,000万円も稼ぎ出したんなら大変素晴らしいことだなと思ったん
ですけど、そうですか、わかりました。終わります。

○**日角 邦夫委員** 1点、事業でちょっとわからないのがありまして、1号議案ですね、社会教育総務費
の中でちょっと字が読めなかったんですけども調べたら夷曾列像って言うんですね。これの事業自体どう
いう中身なのかというやつと、今回負担金ということで100万円ですか、全体はどのくらいの金額がか
かっているのかということをお教えいただきたい。

○**生涯学習部長（種田 貴司）** 夷曾列像再発見事業についてのお尋ねでございますけれども、この事業
は松前町などと連携して行うことを予定してございますけれども、まず函館市におきまして、7月25日
から9月9日まで道立函館美術館におきまして、フランスのブザンソン市にございます夷曾列像を展示
をしていただくという事業がまず、ございます。それからオープンの日には夷曾列像再発見シン
ポジウムということで芸術ホールのほうでシンポジウムを開催させていただくこととなってございま
す。あわせて松前町では函館美術館の開催の前に、7月23日になりますけれども松前城資料館で特別公開、
フランスから来たものを特別公開という、大きく言うと3本の事業がございます。で、この全体事業費
でございますけれども、函館市からの負担金100万円を含めて全体で700万円を予定しておりまして、フラ
ンスからの搬送費、それから向こうの美術館長もいらしていただきますのでシンポジウムのほうにも参
加しますが、そういった地元での開催経費と輸送費、運送費、そういったものを含めて総額700万
円の予定でございます。以上でございます。

○**日角 邦夫委員** 7月25日から1カ月半くらいにわたって展示をしますと。松前で展示も正式に決まった
ということですか。函館しかないとかって、何か出てたんですけど。海外の美術品だとかトップクラス
のものが日本を嫌っているというのがあって、例の放射能の関係でね、ということをお話を聞いて、今
回、ほかにも来てるんだろうけれどもどういう中身かなということとぜひとも成功させていただきたい
ということを述べて終わります。

○**委員長（工藤 恵美）** 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤 恵美） それではここで、皆さんに御相談でございますが、議案第18号が残っております。まだ経済建設のほうも終わっていないようでございます。この第18号の審査を中断をしまして、他の議案については質疑を終結したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤 恵美） ありがとうございます。異議がありませんのでそのように決定をいたします。それではその他の議案ですね、陳情、それでは次に進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤 恵美） それでは陳情審査を先に進めたいと思います。理事者はここで御退席ください。（企画部、財務部、南茅部支所地域振興課、消防本部、教育委員会退室）

○委員長（工藤 恵美） それでは、陳情第19号福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情第1項第1号、第2項の第1号、第6号、第7号を議題といたします。総務に係るものです。第1項の第1号、第2項の第1号と6号と7号です。本件につきましては、審査の参考とするために正副委員長より参考資料を用意しておりますので事務局に配付させていただきます。

（事務局 資料配付）

○委員長（工藤 恵美） 参考資料でございます。理事者からのものではございません。

それを資料を御確認していただきながら、1は北海道民間賃貸住宅借上げ実施要綱でございます。それから2は右上に大きく数字を書いております。2のほうは函館市の就学援助実施要綱でございます。そして右上の3と出ておりますが、3は教育委員会のホームページに掲載されておりました函館市の学校給食についての資料でございます。これを参考になるか、ならないかはわかりませんが、参考としていただきたいと思って資料を提出させていただきました。

それでこの陳情に関して各委員から御発言ございませんか。

○小野沢 猛史委員 実際にどのくらいの方が函館に引っ越して避難に来られていて実態、どんなふうな生活をしていらっしゃるのかなど、その辺の実態については、理事者において把握されているんじゃないかなっていうふうに思うんですけど、しかし把握しきれない面もきっとあって、ということだと思います。とりあえず参考までにそういった状況についてお知らせいただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（工藤 恵美） 小野沢委員、この陳情に関しては、総務と民生とで、またがっている陳情でございます。たまたま副委員長が民生への避難者状況という資料を持っていらっしゃいまして。だれかの資料だと思うんですけど。委員会の資料じゃない、個人的な資料かもしれませんので。この陳情に関して、今小野沢委員からも資料要求がございましたが、きょうこの審査を続けていくことといたしますか。

○小野沢 猛史委員 いや、結論を出すということであれば、それこそいろいろもうちょっとちゃんと実態を把握しながらよく考えてみたいなど。基本的には可能な限り積極的に対応したい、すべきだと思っています。ただ、実態もわからないで判断するものどうかなとそう思って質問してみたんですけど。

○委員長（工藤 恵美） 実はこの陳情が出る前に自主避難者の方々と議員との懇談会というのがありま

して、たまたま正副で参加いたしまして、実際にお話を聞いた経過がありまして。その上でこのような、自分たちの要求を整理して陳情書ということになったようでございます。そういう経過でございます。ですから、私たち正副としても丁寧に取り扱って被災者の自主避難者の方々はもう戻れない、何とか函館に永住したいという気持ちがとても強くある方なので、永住は函館市としても大変うれしいことだと思いますので、なんとか沿うようにしてあげていきたいものだろうと、これは政策だなと思っておりますので。それではきょう皆さんにお渡しした正副からの参考資料とそれから、今小野沢委員から要求のありました資料につきましても、きちんとできるだけの資料を皆さんにお渡しできるようにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 板倉 一幸委員** そういう趣旨であればなおさらできるだけ早く審査を終わらせて、いいもの、悪いものが出てくるかどうかはわかりませんが、結論を出してあげたほうがいいというふうに思います。できるだけ早く審査ができるようにしてあげてほしいなとそれをお願いをしたいと思います。それから不勉強で大変申しわけないんですが、2の(6)総務常任委員会に付託されている案件で、ここで放射能検査で検出限界値の1ベクレルキロあたりまで計れる機器の使用というふうに指定をされているんですけども、今回衛生試験所で導入、購入される機器の精度がどのくらいであったのかちょっと私、何かの議論でそういうことがあったかもしれませんけども、しっかりと承知をしていないので、その辺のところもわかればと思うんですが。
- 小野沢 猛史委員** 所管の事項だけでなく実態どうなっているか、例えば1の1であれば住居の確保の問題ですね、どれくらいそういう希望者がおられてどう対応しているか、お金とか、そこら辺とか、理事者においてどう対応しているかとか、対応できるかとか、そういうことも参考に整理して教えていただけると、今板倉委員もおっしゃったように機器の問題なんかについてはもっと精度の高いものを買えただって、1億円もするって話になるとそれはそれでちょっとまた考えなきゃならない。気持ちとしてはこの際だから、なんでもお応えしてやってあげるべきだと思うんですけども。そういう意味でも実態どうか、対応が可能かどうか。
- 紺谷 克孝委員** この項目にある、実績みたいなものとか、例えば就学援助を何人受けているのかとかそういうのをちょっと、調査したい。
- 金澤 浩幸委員** 何人中、何人とか、何人借り上げに住まわられて現状をまず。
- 紺谷 克孝委員** 資料でね、子どもの年齢別の数も全部わかるもの。
- 小野沢 猛史委員** その辺、判断するデータをお願いします、あとは理事者の対応、陳情にどう応えられるかというところ辺も含めてお願いします。
- 委員長(工藤 恵美)** 今、いろいろ理事者の対応についての御発言ございましたが、今ここで理事者に出席してもらったほうがいいですか。それとも時間かけたほうがいいですか。
- 小野沢 猛史委員** いや、資料をお願いします。閉会中、委員長、これ取り上げてということになるんだろうと思います、そろった段階でなるべく早くに委員会招集していただければいいなと思います。
- 委員長(工藤 恵美)** それではそのように陳情は取り扱わせていただきます。

(1) 函館市の施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱について

○委員長（工藤 恵美）

- ・ まだ隣は終わってないようなので、そのまま進めさせていただく。2の調査事件に入る。
- ・ 調査事件(1) 函館市の施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱についてを議題とする。
- ・ 本件については、事務処理を進めていく上での指針や基準を定めた内部規律である要綱などは、通常、資料の机上配付をもって報告を受ける取り扱いとなっているが、前回の委員会で駐車使用の有料化について、委員会として共通の理解と認識を持つため、理事者から要綱の説明を受けることを確認している。

正副委員長一任の職種や減免などの申請状況に関する資料については、申請データの取りまとめの段階に至っていない状況から、財務部と正副で協議し、平成24年度の予算積算時における職種ごとの通勤用自動車の駐車状況に関する資料を参考に配付するものである。（事務局資料配付）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 今年度の24年度の申請状況に関する資料が提出された時点で取り扱いを皆さんと協議したい。説明を受けるため、理事者の入室を願う。

（財務部 入室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 理事者の説明を求める。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 資料説明：函館市の施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱（平成24年5月21日付財務部調製）

○副委員長（紺谷 克孝）

- ・ 皆さんの御発言はあるか。

○阿部 善一委員

- ・ この要綱ができた段階か、その前かは別にして、この要綱だけじゃ、わからない部分があるかと思うが、この要綱の運用の解釈などで、どういう機関、団体などという議論をして現在の到達点に至ったか、お知らせいただきたい。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ この要綱を定めたことに伴い、どのような形で周知したかという御質問だったと思う。
- ・ 要綱については、5月中旬に説明会を庁内で開催をし、1回目は各関係課長、その翌日は事務担当者に庁内で2回開催して、その後、各部局のほうで関係の、いわゆる事業者、関係団体に対して、5月の中旬以降、個々に説明とかという形で行われたと聞いている。

○阿部 善一委員

- ・ 具体的にどういう団体にどういう説明をして、どういう意見があり、どういう指摘がされ、どういう形になっているかということをお聞きした。全部じゃなくてもいいが。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 具体的には、こちらで把握している部分としては、教育委員会で例えば給食関係の事業者あてに説

明会を開催し、日にちは把握していないが、説明した。それから、学校、小学校長会、中学校長会等学校の関係者に対して、説明会を教育委員会で独自には開催したという話は聞いている。

それで、解釈に伴っては要綱の説明をした後に、主に教育委員会のほうだが、さまざまな解釈、考え方、運用にかかわる質問が出され、旧年度中にQアンドAを調製しており、それに基づき、さらに補足した形で6月の上旬に財務部管理課としてはQアンドAを各部を通じて関係団体等に周知した状況である。

○阿部 善一委員

- ・ この要綱についていろんな疑義、指摘された点とかは全部、整理ついているのか。整理がつかないまま、この制度の施行に入っていくとはならないと思うが、運用の中で疑義が出ると思うんで、それは全部解決したのか、現場との間において、実際にこの該当者との間に。
- ・ これは市長に申請書を出すことになっているが、教育委員会が説明するということはどういうことなのか。今、財務部長が要綱の説明をし、申請書も市長あてであり、それを教育委員会が説明をするということはどういうことなのか。組織が違うのではないのか。そこをどう解釈すればよいのか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 教育委員会の属する事務、管理権限であるが、例えば学校施設とかは教育委員会が管理する施設であるので、この様式上、函館市長というのがあり、このうちの使用許可に関する部分は教育委員会において、要綱を教育委員会名に改めて、運用している。

それで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、施設の管理者、教育財産は教育委員会が管理するとなっているので、管理部分に関しては、これを教育委員会と読みかえており、財務に関する事項に関しては、教育委員会に委任されていないので、具体例で言うと、第10号様式以降、10号様式、10号様式の2、11号様式については、函館市長名そのまま、運用している。

○阿部 善一委員

- ・ 教育委員会にもこれと関係する要綱があるのか。もしあるのであれば、それも一緒に出してもらわなければならない。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 教育委員会では要綱を作成してはいないが、具体的に言うと、例えば1号様式において、ここの函館市長様とあるのを教育委員会に読みかえて運用している。読みかえをするということで運用していると言ったほうがわかりやすいかと。

○阿部 善一委員

- ・ 組織が違い、許可の権限も違うし、管轄も違う中で読みかえるということは問題ないのか。簡単に読みかえると言うが。施設の管理、学校施設を管理するのは市長ではなく、教育委員会、教育長、そして学校長が現場の監督で、それぞれ権限、エリアがあるのだから、組織そのもののあり方として極めて問題があるのではないのか。

今言った地方教育行政の組織及び運営に関する法律の23条2号及び28条第1項、そして第26条第1項、これは委任の条項であるが、あと規則もあるが、市長の権限を教育委員会に読みかえるということは違うのではないのか。

本会議でも議論となり理事者は明確な答弁をされていなかったが、一般法と特別法がどちらが優先するかといえば、特別法である。特別法では、教育委員会の学校施設管理は、教育委員会だ。

教育委員会に委託を受けた教育長、さらに学校長、ここが要綱を説明をするのであれば、まだわかるが読みかえるという話になるのだろうか。そこはどういうふうに解釈をすればいいのか。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ まず、要綱については、教育委員会で函館市財産条例の改正に伴い、財務部で要綱を制定したことに伴い、その例によるということで教育委員会内部で決裁をとっていると聞いている。具体的には、教育長名で各教育関係者にそれを踏まえて、この要綱上で教育長に読みかえる部分と函館市長のまま運用するという部分について通知をしている。
- ・ それで、地方教育行政の組織及び運営に関する等法律において、法第23条において第1項に学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事、これらは教育委員会が執行すると規定がされている。しかし、私ども今回説明した要綱の中には、使用の許可の部分と使用料をどのように設定して、どのような場合について減免をするということで、予算にかかわる部分もこの要綱に盛り込まれている。

それについては、長の職務権限というのが、地教行法の中にも規定がされており、地教行法の第24条であるが、長の職務権限ということで、「地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、執行する」という中の第5号である「教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること」、これは地方公共団体の長が執行するというふうに規定している。

- ・ また、地方自治法でも同じような規定がされており、市長の担当事務というところで、普通公共団体の長はおおむね次に掲げる事務を担当するというので、149条の第3号になるが、使用料を徴収し、科すること。

それから、予算の執行に関しての部分では、第24条の第5号に当たるが、教育委員会の所掌事務に関する予算の執行権が長にあるという形で規定されており、今回の要綱については、管理上の使用の許可も入っているが、さらに使用料の取り方、使用料を減免する場合の内容についてもあわせた形で要綱の中に規定しており、その部分に関しては、全体を通すと長の権限の範囲内で規定した内容となっている。

○阿部 善一委員

- ・ 特別法のいうところの管理監督は教育委員会である。使用料は確かに取るかもしれないが、それを施行するかどうかは教育委員会の判断ではないのか。それを受けた教育長、学校長の判断である。

そうだとすれば、学校は、教育委員会は、市長はこうつくったけども、それを適応するかしないかは教育委員会の判断、教育委員会が判断したら、それは教育長そして校長と、最終的にそれぞれの学校長がこの条例については、うちの学校は管理を任されている私は、やりませんと、やらないという権利はあるのではないのか、資格もあるし。それが特別法である。一般法より上回るんだ。例えば民法と宅建法があり、民法で同じような過失責任があっても、宅建法が有利にする。宅建法にないものは民法が優先する。

ここで課長がいろいろ答弁していたが、それは料金を設定することができるというのは市長の権限

であるが、それをどう運営するかについては、教育委員会である。それを特別法で規定している。

兵庫県でこういう問題があった。兵庫県の監査委員は、住民から使用外目的について、学校の先生や、いろんなところから取るべきだという同じような事件があった。それで、市民からその問題が提起されたときに兵庫県の教育委員会は、この権限は教育委員会なんですと、学校の施設管理は特別法で決められているんですと監査請求した人に答えている。そうすると函館市は独自の考えであり、私は弁護士にも聞きました。それは当然、特別法が優先するから市長が決めても、それを実行するかしないかは、学校、教育委員会の判断なんです。料金を定めることと運営に適用することとが別であることは、当たり前の話である。管理監督とはそういうことである。それをあなた方はごちゃごちゃでものを言っている。そういう法体系の論理体系は、私は違うと思っている。この要綱が、例えば教育委員会だとか学校長とかということであれば、私は納得するが。参考までにあなたが言うのが正しいか、私が言うのが正しいかは兵庫県の住民監査請求の結論を見てほしい、論理的にきちんと説明しているから。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 特別法がまさることは阿部委員の言うとおりがもっともである。

それで、教育委員会としては、施設における通勤用自動車の駐車に関する取り扱いについてという文書を発行している。あては各施設長、各教育事務所長、各課長であるが、函館市の教育財産である土地をその用途または目的を妨げない限度において、市の施設に勤務する職員、その他市長が定める者が通勤のための自動車を駐車するために使用することの許可をすることに関しては、函館市の施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱の例により、市要綱を下記のとおり読みかえることで取り扱うこととする。で、市要綱第2条第1項第2号及び第3号中の市長は教育長とする。

もう一つとして、市要綱別記様式については別添のとおりとするということで、今ここに別添は持ってないが、先ほど説明した第1号様式であれば、教育委員会ということで教育委員会として判断したものをつくっているのをご理解いただきたい。

ただ、特別法で市長が定めたとおりにやっているのではなく、このような手続きを踏んでいることから、問題はないものと思っている。

○阿部 善一委員

- ・ 財務部長、違う。施設管理者は校長だ、その学校現場の。校長あて、教育長あるいは教育委員会に申請をすべきだと思っている。許可判断は学校長なので。
- ・ それならば、ちゃんと言った文書を出しなさい。

○委員長（工藤 恵美） 阿部委員に聞くが、議論はまだ続く予定であるか。

○阿部 善一委員 いっぱいある。

○委員長（工藤 恵美） それでは、このような時間なので暫時休憩する。再開は午後1時とする。

午前11時58分休憩

午後1時09分再開

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 再開宣告
- ・ 阿部委員から資料要求があったが、皆さんと協議したい。委員会資料とすることに異議はあるか。
（異議なし）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 異議がないので、そのように決定をする。
- ・ それでは、資料の配付をお願いします。（事務局配付）
- ・ 資料が配付されたので阿部委員から発言をお願いします。

○阿部 善一委員

- ・ 法律との整合性の問題を取り上げたが、一般法と特別法の関係は理解するが、これを受けて施設長を各学校長に読みかえることができるのか、確認したい。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ こちらの各課長、各施設長、各教育事務所長だが、学校長あても入れた形で配付されている状況にある。

○阿部 善一委員

- ・ この施設長の中に校長も入るのか、入らないのか。
- ・ 委員長、教育委員会を呼んでください。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 皆さまにお諮りする。阿部委員から教育委員会の出席要請があったが、いかがか。（異議なし）
- ・ 教育委員会の出席を事務局に確認させたところ、少し時間がかかるということなので、その他、阿部委員から質問はあるか。

○阿部 善一委員

- ・ 教育長が各課長、各施設長、各教育事務所長とあるが、各課長というのは雑過ぎないか、公文書なら責任も伴うのもう少しきちんとした形で。

先ほど言ったように一般法と特別法との関係においてはだれが指示権者かということがはっきりしなければならぬ。教育長は発行元だと、各課長はどここの課長なのか、各施設長っていうのに校長がこの中に包含されるのかどうか、全部つながっていく話なので明快にしていきたい。

- ・ わからなければ、留保したままで結構だ、もしほかの方があればほかの方が質問されていていいと思う。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 阿部委員の発言は教育委員会が来るまで保留とする。
- ・ 他に御発言はあるか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 同じ趣旨の質問なので、そっちの整理が終わったら。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 教育委員会にということか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 教育委員会の考え方、見解を踏まえて、財務部長の考えを聞きたい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 財務部長に聞きたい方はいるか。

○紺谷 克孝委員

- ・ 24年度の予算の段階で内訳が配付されたが、財務部の説明では、実態の数じゃなくて予算を計上するときの内訳であって、実際と食い違いはもちろん出てくるであろうと思う。予算の要求段階なので数的には極端に違わないと思う。
- ・ 役所の正規の職員とか嘱託、臨時職員等は各部局で要綱を徹底し確認となっているが、指定管理者に雇用されている方や受託業者に雇用されている社員なんかに対し、どういう方法で周知徹底されたのか。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 資料として配付した指定管理者受託業務者等の方々にはどのような形で周知をしたのかという質問だが、我々としては各関係部局に説明し、委託事業者の場合、指定管理者の場合、さまざまな場合があるが、私どもから説明した内容を各関係事業者具体的に内容を説明し、例えば5日未満の4時間半以下の従事をしている方がいれば減免になるが、それ以外の方はこの条件に当てはまれば、有料となるという形で個々個別に各部局で一斉に説明をしている状況にあると考えている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 指定管理者あるいは受託会社に説明をして、そこから出た意見とか疑問とかを集約しているのか。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 各事業者から要綱を説明した上でこの場合はどうなるのかとか、この場合は適用になるのかならなのかという部分は各課のほうで一たん受けとめて、その後我々のほうに上がってきて、その段階で考え方としてQアンドAみたいなものを調整し、各部局に周知している。

○紺谷 克孝委員

- ・ 私が聞いたところでは、委託業者なりが直接、市の職員から渡されて申請書を出すというふうに会社からは一言も言われてないという事例も出ている。

きちんと受託会社や指定管理者が受けとめて、社員に徹底されているかどうか、本来であれば市の職員の担当者と一緒に受託した会社あるいは指定管理者が自分たちの社員に対して、市の職員に説明してほしい、疑問に思っている人に。そうするのが普通のやり方だと思う。

聞いたところだと市の職員が申請書を置いていって出してくれと委託業者や指定管理者の社員に、そういうことがやられてるということ、それでいいのかと聞いている。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 各部局の職員を集めて説明会をやった際に、関係者にきちっと説明をしていただきたいという趣旨を説明させていただいた。ただ、各現場において、会社自体に伝えないで従業員の方だけにただ申請書を渡して出せというような状況までは把握してない状況である。

○紺谷 克孝委員

- ・ 課長が言ったやり方であれば懇切丁寧に指定管理者に対して、要綱なり条例を配付して、自分たち

の社員に徹底してほしいというような文書は出しているのか。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 指定管理者や委託業者に対してこのような形で説明してくださいという文書は出していない状況である。

○紺谷 克孝委員

- ・ あまりにも乱暴なやり方じゃないか。

きちっと文書も出してなくて丁寧やってないというのは、各部局でどういうやり方をしているのか、あるいは指定管理者がどう受けとめているかなんてわからないんじゃないか。聞いた話だと市の職員が持ってきて、出してくれて、それだけだと、会社から全然説明がないという事例が出ている。

不徹底な形でこういう事態を議会に説明するなり部局が正規の職員に説明するっているのはまだしも、人数で600人以上がいて、全体の二、三十%くらいはいるわけでしょ。民間の人たちには役所がやったことについては懇切丁寧にきちんと徹底するのが当然じゃないか、その点はどうか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ そのような点があると聞いたので、再度、時間がない中ではあるが、各部局を通じて、今言ったことがないようにということを伝えたいと思うので、もし、そういうことがあったとすれば、説明不足だと思うので徹底したいと思う。

○紺谷 克孝委員

- ・ 条例の一部改正したときから要綱なり、規則が非常に遅れて、しかも正規職員からも申請書が十分に出てきてない。あと1週間もすれば7月1日だ。委託業者の社員から非常に疑問が出ている。本会議でも質問したとおり、非正規労働者で最低賃金で働いている労働者がたくさんいるのは間違いない。そういう人たちに3,000円を払うという困難な条件を不徹底な中でやってるのは非常に問題だと、丁寧でないと思う。

市長が駐車場問題に関連して発言の中で公務員バッシングというか公務員に対してきちんとやってもらうという中にこの駐車場問題っていうのを言ってた。市の行政財産なり普通財産にとめている駐車料金についてきちっと取るということを公務員に対する態度として表明されていたが、20%、30%は格差のある民間の労働者だ。そこからお金を取るということはもっと慎重にやるべきだと思う。

減免措置なりで委託や指定管理者の働いている低賃金の労働者に対して、身分上の問題で減免措置とかはできないのか。そういう考え方はないのか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 条例上、3,000円と1,000円を取るようになっていて、このたびこの要綱において、減免できる規定を設けたので、例えば5日未満4時間半以下の職員については無料としますよということで一定の歯どめをかけ、減免をしたところである。

○紺谷 克孝委員

- ・ 条例改正は私どもは反対の立場だったが、函館市は率先してワーキングプアをつくるようなことをやっている。その上、月3,000円の駐車料金を取るなんてことはとんでもないことだと思う。市役所の心ある管理職もそれはないだろうと言っている、血も涙もない役所のやり方については重大な問題

だと思う。変えることはできないということか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 財産条例については、皆さんの議決をいただいている。そういった中でも短時間勤務労働者あるいは週に数回しか勤務されない方もそのままでは含まれてしまうことから、このたび要綱で第10条の1項から4項に該当する場合には一定程度、減額なり、無料なりの規定を設けたところであり、御理解をいただきたい。

○紺谷 克孝委員

- ・ 条例を決めたからどうだとかいう問題じゃないでしょ。要綱で幾らでも減免の1項目を加えればできるわけでしょ。指定管理者の労働者については、2,000円減額するって幾らでも要綱の中でできるわけでしょ。基本は3,000円と1,000円と決まったとしても、要綱、運用の中でそういうことは幾らでもできるでしょって言っている。それが血も涙もある行政じゃないか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 血もあるか涙もあるかわからないが、私どもとしては端的に言うと日数が5日未満、それから4時間半以下の職員については、あまりにも短時間、それから連続性がないということで減免を考慮したところであり、すべての職員から3,000円なりを徴収しようとは思っていないもので、この点、我々として考慮したということで御理解願いたい。

○紺谷 克孝委員

- ・ 市の職員だけじゃないんだ。そういうところに常識が欠けていると思う。職員だけじゃない、社員もいるんだから、配慮されてないから言っているんで、ぜひ、今後、行政に反映していただきたい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 教育委員会の準備ができたようなので、入室願う。

（教育委員会 入室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ それでは、阿部委員の発言を続行する。

○阿部 善一委員

- ・ 午前中の議論で地方自治法と地方教育に関する運営法の23条との関係でいわゆる管理監督の問題で、質疑したところこのような資料が出てきて、教育長が各課長、各施設長、各教育事務所長とあり、この中で各課長、各施設長は具体的にどういう方が該当するのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 各課長、各施設長については、教育委員会事務局の各課の課長であり、施設長は各学校長のほか、博物館長、図書館長、こういった各教育施設の長の方々を指している。

○阿部 善一委員

- ・ 午前中の答弁の中で地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条2号及び第28条第1項に基づいて、このような要綱がつけられたということについては共通の認識を持って、そして条例の制定権は市長にあるということだが、料金の定めについては市長名で定めることは当然かと思うが、それを受けて教育委員会がその条例をどう活用するかしないか。一つは教育委員会の判断、それを受けた教育

長、各現場の長、私はそこにあると思っている。条例の制定権は市長にあるけどそれを運営するかしないかの実際的な判断は教育委員会にあると思っている。

この文章でいくと教育委員会の意を受けて、この条例を各現場に適用すると読みかえることはできるが、各学校長がそれを受けて、この条例のとおりやるのかやらないのか、最終的には学校長の判断ではないのか。

- ・ 法律の体系からいくとそうなると思うが、その辺については、どのようにお考えか。違うとすればなぜ教育長名でこういうものを出したのかということになってくるけど、その辺について解説をしていただきたい。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 条例は、首長が議会に提案して議会で決定していただくということであるので条例を逸脱した執行は教育委員会だからといえどもできないということだと思っている。もちろん条例にしたがって教育委員会は執行させていただく。

その中で自治法も地教行法も同様だが、教育財産については教育委員会が管理をするということなので条例にのっとって管理をする。

その管理に当たっては首長の総合調整権のもとで行政財産が管理されてくるので、条例に基づいて首長が要綱を定め、教育委員会としてはその要綱を例として取り扱うこととしているので、これに基づいて教育委員会でも各学校でも執行するということである。

○阿部 善一委員

- ・ 学校敷地の管理は条例でなくて法律なんだ。管理をしなければならないのは特別法による。条例は運用に関してなんだ、その辺はちょっと違うような気がする。市長が条例制定し議会がそれを認めた、これはいい、料金も条例で定めた、それもいい。次に運用の段階になってくると条例を教育委員会が施行するか、しないかはまた別問題だ、法律はそういう体系になっていると思っている。

兵庫県の教育委員会でもこういう問題が起きて、兵庫県は住民から敷地についてる車から駐車料金を取りなさいと。教育委員会はきちんと法律に基づいた回答をしている。料金の設定と条例を現場に適用するかしないかについては、特別法で定めた教育法の23条2号及び28条の1項によって教育委員会の権限ですと分けられている。一般法と特別法の関係でいうと特別法が優先するのは自明の理であって学校敷地を借りるにしてもその申請は教育委員会あるいは学校長あてに出さなければならない。特別法で定めているからで条例で定めているからではない。市長がすべてを決めるということになると特別法のこの条文がなくなるんだ、特別法が上位にあるのは御存じだと思うが、特別法が優先するから施設の運営管理については、教育委員会、教育長、さらに校長の権限になってくるのではないか。

これのあて先を聞いたのは学校敷地であれば条例を運用するかしないかは現場単位でいうと校長に属するのではないかとと思っているが、それは飛躍した議論じゃないと思ってるんだが、そのことについて違うということであれば改めて説明をしていただきたい。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 市長が定めた条例に教育委員会も当然、遵守しなければならない。要綱については首長のもとで定

められたわけだが、それをどういった取り扱いをするかということについては、教育委員会が教育財産については定めなければならない。教育委員会としては市の要綱の例によって、運用するということを教育委員会として決定をした。そのことについて各課長、各施設長、各教育事務所に通知をしたということである。

学校については、学校長に施設管理の権限があるのではないかと、教育委員会でなくて学校長でないかという指摘かと思うが、確かに学校の管理については、学校長が権限を持っているが、その学校の管理という言葉にもいろいろな意味がある。物的管理、運営管理、人的管理、こういったような解説でありまして、学校長は運営管理から人的な管理、これは行うわけだが、物的な管理については教育委員会が行うという解説もあり、私どもとすると学校の施設管理、日常的な運営上の管理は、もちろん学校長にやっていただくことになるが、財産としての管理については私は教育委員会が行うという考えであり、今回の通知もそれに基づいて教育委員会として考えを学校長にお示しをしたということである。

○阿部 善一委員

- ・ 市長提案で可決された条例について、教育委員会として学校現場に適用するという判断をしたということだが、教育委員会としてこの会議を開いたのか。教育長の判断でなくて教育委員会としてこのことについて議論したのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ この通知そのものについては教育委員会規則に基づき、合議の教育委員会にかけなければならないものとしていないので教育長の決裁で通知をしているが、通勤用自動車の駐車に関する案件そのものについては教育委員会でも何度か議論して、当初提示されていた3,000円、1,000円の使用料の徴収に対しては公用車を配置していない学校の現状、つまりできることなら公用車を配置いただけないだろうか、あるいは公用車を配置できないならば公用使用の実態を十分に承知していただいて減免措置等を講じていただけないだろうかといったようなことについては、教育委員会としても決議して首長に申し入れを行わせていただき、今回の制度設計がなされたという理解をしているので公用車を配置していただきたいということについては実現できなかったけど減免という制度にさせていただいたので、これを教育委員会としても同じ取り扱いをするということで学校長に通知をしたところである。

○阿部 善一委員

- ・ 市長部局が管理するもの、教育委員会が管理するもの、学校敷地に当てはまるものと大別をすると市長部局に関しては財産を担当する財務部長なり、政策会議なりでこれをやると、教育委員会については教育委員会という組織の中できちんと判断をしたという話だったが、あまり聞いたことがないんだけど、民間人を含めた教育委員会では議論はされたのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 首長に対して、公用車を配置していただけないだろうか、仮に公用車を配置していただけない場合には学校の状況を勘案して減免していただけないだろうか、このことについては5人の教育委員会で決定をした上で首長に申し入れたものである。

○阿部 善一委員

- ・ それは受け入れるという前提の中で5人の委員の中で決定されたのか。ただ公用車だけ配置できないかということだけでその場は終わっているのか。このことについての議事録は残っているのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ このことは1月の教育委員会定例会で最終的に議論したことだが、新年度予算編成に当たって、教育委員会として教育予算にかかわる意見を首長に申し入れるという場がある。それに当たってこの公用使用の使用料の徴収にかかわっての意見を申し述べたということで決議している。会議録としてはあるが、教育委員会の中で5人の教育委員の秘密会という取り扱いをしているので、会議録としてはこの部分については公表されていないが、文書で首長に提出しているのでこれについては、提出することは十分可能である。

○阿部 善一委員

- ・ なぜ秘密会なのか、5人で秘密会という極めて不透明なことをやっているんだなど。随分保守的なことをやっているんだと思うが、5人の教育委員会の中で正式議題だったのか。条例を教育委員会としてどうするかということの議題だったのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 24年度予算編成にかかわる教育委員会としての意見なので平成24年度予算について、議題としては手元にないが、駐車使用という議題ではなくて平成24年度予算編成についてとか教育予算についてとか、そういうような議題の中で議論をしてペーパーにまとめて首長に提出している。

○阿部 善一委員

- ・ 極めてあいまいな形になっているわけだ。教育委員会は立派な人格を持った団体だから、それは干渉されない特別法をつくって干渉されない独立機関としてあるわけだから、立派な一つの人格を持った団体なわけだ。

特別法が優先するんだから、最高決定機関である教育委員会がこのことを市長が提案したものを受けて、学校敷地においてこの条例を適用するかどうかの判断については教育委員会がきちんとした議題で議論をしなければならない問題ではないのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 条例は教育委員会に適用しないということは私はないと思っている。財産条例は教育財産についても適用される条例なので教育財産を除く財産についての定めが財産条例で行われているわけではなくて、教育財産も含めて財産条例で定められているので、適用するかしないかを教育委員会で判断するものではないと考えている。

○阿部 善一委員

- ・ 函館市は普通公共団体、普通財産、公共財産を分けた中でわざわざ学校敷地を財産分けしている。なぜ財産分けをしているかというと教育に関してほかからあまり干渉を受けない独立した機関であるからわざわざ特別法をつくってその中で保護しているわけだ。一般法と特別法の関係はそうだ。市長が条例を議会に提案して可決して、それはいい、だけど教育委員会で学校敷地において一般財産と同じように学校敷地の財産の中に条例が決まったから全部適用になるかという話じゃない。制定と運営は違うという話。そういう法律体系になっているんだから。学校敷地にこの条例を適用するかしない

かは教育委員会の判断が当然あるべきだと思っている。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 教育財産も市有財産なので財産条例の適用を受けると、ただし学校を含めて教育施設の管理にかかわることなのでこれは当然、首長が条例を提案するに当たっては、教育委員会として意見を申し上げるということで意見を申し上げた結果、条例が可決、成立したと、条例が制定された以上、教育委員会としてはこれにのっとった運用をさせてもらうということで考えている。

○阿部 善一委員

- ・ 学校敷地という一つの財産は、市長といえども法律によって守られている管理している責任者がいるんだから勝手な運用はできないんじゃないかということ。一つ具体的な例を挙げると日教組が山梨県で定期大会を開くときに使用を学校長に願い出たが、学校長の判断ができなくて教育委員会が判断をした。市長は何ら関与できない、特別法があるから。兵庫県で学校敷地で住民監査請求が出て、そのときは明快に兵庫県の教育委員会は教育委員会の権限だということをつけ加えれば学校敷地にとめてる教職員の車は目的外使用ではないということを兵庫県の教育委員会は住民に対して返している。私はこれが正しいと。

次に、教育委員会が来てるから、学童保育の指導員で学校敷地を使用されている方に車検証のコピーを出してくれと言ってるが、何で車検証のコピーが要るのか。車はナンバー登録さえすればいいだけのものをわざわざ車検証のコピーまで何でそんな負担をかけるんだって思っ。（「教育じゃない」という声あり）

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 使用許可申請に当たり、とまっている車がだれのものかという部分での確認する書類というか、そういう形をお願いして出しているが、実際に車両が変更になった場合も変更届という形で規定しており、あくまでも本人が乗ってきている車の確認する資料として写しを出すように各部局をお願いをしている。

○阿部 善一委員

- ・ そんなのは車のナンバーと申請を見ればわかる話であって都合によってはだれかの車を借りてくるかもしれないじゃないか。そういうことは過剰な負担を使用者に強いるもんだと、やめた方がいいと思う、そういうことは。まったく無駄なことであるし、車のナンバーを登録しておけばいいこと。たまたまだれかの車を借りてきた場合はそのたびに車検証を出すのか。今からすぐ終わったら中止の業務連絡したほうがいい。どうか。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 各部局には使用許可申請、減免申請をきょうまでという期限としており各関係課では団体や職員からは先週の金曜日に締め切っており、手元に書類は集まってきている、私のとこまでは全部来てないが関係課にはほとんど来ているような状況になるので次回、次年度に向けてその辺を検討していきたい。

○阿部 善一委員

- ・ そんな無駄なことはやめたほうがいい。いろんな現場で適用される方がいるが、指定管理者のほか

にもいろいろな業種の方がいるが、そういう方にはだれがどんな形で説明をしているのか。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 市職員以外のさまざまな利用団体、委託事業者、指定管理事業者等々は関係する所管部局があるので担当課から事業者の代表ないし責任者に対して要綱を配って内容について説明して行政財産の目的外使用の適正化という部分で協力をお願いしたいというような形で説明し、使用の申請書を提出してもらっている流れになっている。

○阿部 善一委員

- ・ この表を見て、競輪場は職員よりいないのか。指定管理者だとか、市職員以外の方は競輪場には要綱の適用を受ける方はいないのか。

○財務部管理課長（西川 康之）

- ・ 市営函館競輪場については、指定管理者は別途、民有地を借りていて今回の申請で見込まれる9名については職員である。

○阿部 善一委員

- ・ すべての公共施設で、長短期の工事関係者は資材の搬入、搬出は別として工事関係者はこの要綱に該当する方についてはどんな扱いになるのか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ この要綱だが、函館市の施設における勤務する職員に対して料金を徴収しようとするもので、何年もの工事は想定していないものなので、勤務の概念はとってないので料金徴収の対象ではないということを進めている。

○阿部 善一委員

- ・ 勤務じゃないから該当しないということか。不公平感が出てこないか、それでいいのか。条例を定めたのは、目的外使用ということで、その公的な敷地に、それは目的外使用に当たらないのか。その方が長期間の場合は目的外使用になるんじゃないのか。あらかじめ駐車場として用意したわけじゃないんでしょ。だったら目的外使用でしょ。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 公共施設が建ってる土地のスペースに通勤用自動車をとめること自体が目的外使用なので。もし長時間、工事が入って占有すると通勤している人の妨げになるような場合には1日の工事であれば別だが、長期間占有するようであれば別途、そこにとめていいという許可はそもそもしないものなので。例えば、半年間だとか職員をどけて工事専用にするということは現実的にはない。どこかの土地を借りてくださいと、現実的には対応しているので、半年とか1年とかって長期になるものは想定していない。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 阿部委員にお尋ねする。特別に教育委員会に出席していただいているので、教育委員会にもう聞くことはないのか。

○阿部 善一委員

- ・ そちらを優先して。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ まだ財務部には質問は続くようなので、小野沢委員、発言願う。

○小野沢 猛史委員

- ・ 条例改正について、昨年の12月定例会で一般質問したときに当時は校長会に対して何度か説明され、慎重に進めてきたと記憶している。その間、校長先生や先生方からやめてほしいということで、条例を12月に提案する段階でも校長会としては了承していない、大勢の意見は反対だということだった。それらも確認しながら質問したが、別に校長会の同意なんて必要ないんだという答弁だった。なんで校長会に説明をして了解を求めてきたのかと思ったが、校長会は任意の団体だから物事を決定することではないと考えれば、校長会の同意が必要ないというのはそれなりに理解できる。

しかし、学校の経営とか運営とかにかかわって自主性とか主体性は最大限、尊重されるべきだと考え、少なくとも校長会の同意は必要ないけど、それぞれの学校管理者、校長先生の同意は必要だと思う。この点はどう考えているのか。

- ・ 条例が制定されて、やっぱり校長会に何度か説明をしている。同意が必要ないなら一人一人の校長先生にちゃんとお話をすればいいだろうに校長会に説明しているが、どんな感じなのか。皆さん仕方ないと思ってあきらめている雰囲気なのか。内心は大変、不満なんだ、全然、納得なんてしていない。どんな感じか。校長先生の同意は必要と考えているか、どう考えているのか。学校管理者の校長先生の同意は必要だということと説明会をして感触はどんなものなのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 実施に当たっては何度も校長会とお話し合いはさせていただいているが、私の受けとめということでお話しするが、今まで無料だったところが、使用料を払わなければならないということなので、これは学校に限らずなかなか手を挙げて賛成ということは難しいだろうし、特に学校の場合には、何度も申し上げているが、私有車を公用使用している実態がある。しかも十分な旅費の支給もされていないという実態があるので、校長会としてもなかなか皆さんが合意をしてやろう、やろうという話にはなかなかならないとは感じていた。
- ・ その中で教育委員会としても、3,000円、1,000円のそのまま減免なしということではなくて何らかの対応をしてもらうという申し入れをする中で校長会でも教育委員会が学校現場の実情を十分に把握した上で対応してくれているというようなことも校長会で御理解をいただく中で反対はしませんということでの話は最終的にいただいており、現在、財務部からお話のあったように申請書類も上がってきている。きょうまでにすべての学校長から確認の判をいただく中で申請書類をいただいているのでこの業務については停滞することなく着々と進んでいると、校長先生たちの御理解をいただきながら進んでいると理解している。

○小野沢 猛史委員

- ・ 全然、理解していないよ。私が質問したのは学校の自主性、主体性は尊重されるべきだということと同意は必要ないのかと、実態としてはそういう流れになってきているということは校長先生の中にもいろんな方がいますよ。しかし自分の仕事に誇りを持って現場の職員も頑張っているとさまざまな勤務実態があった、そのことにどう機敏に機動的に対応していこうかということに心痛めている先生

方は大変心配している。かといって教職員が自分たちの仕事を放棄する方々でないとはよく知っている。

そこら辺のつらさっていうのは考えるべきなんだけど、合意は必要ないんだと、一方的に教育委員会なり教育長の権限で命令で決定できるんだという認識か、根本的なところを教えてください。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 学校運営にかかわって、学校の授業をどういった管理運営をしていくかという部分は校長先生に属していることだが、教育委員会としても指導内容とかといったものに指示する、介入するっていうことはもちろんできない。指導助言の範疇でしかないということだが、財産管理に関しては教育委員会として一定の権限を持って校長先生にこうしてくださいということは私はできると考えている。

○小野沢 猛史委員

- ・ 協力要請か、こうしてくださいという、こうしなさいという命令か。
- ・ 学校管理は三つの要件があると言っていた。その中の一つが物的管理って具体的にどの範囲か。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 物的管理については、人事管理ということで学校内の人事についての内容であると。物的な管理の話については財産管理のことであるということで、財産管理については教育委員会で行わせていただく。

○小野沢 猛史委員

- ・ それで命令か、協力要請か、指導か、その辺を整理してほしい。
- ・ 物的管理は財産管理だということだが、財産管理とは具体的にどういうことか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 財産管理の中でも日常的な維持補修とか修繕だとか備品管理だとか、そういったものについては学校でやっていただくことになるが、建物の大規模改修するとか耐震改修だとか耐震診断しようだとか、そういったことについては、やはり教育委員会で行わせていただくということになると思っているので、もちろん学校の意向もお話も伺わなければならないが、教育委員会で判断するということになると思っている。

○小野沢 猛史委員

- ・ それで命令か、指導か、協力要請か、答えてほしい。
- ・ 軽微な修繕とかに関しては、学校が勝手にやるのか。学校はあらかじめそういう予算をもっているのか。当初予算で1,000万円くらいの予算をつけて1年通じて、補正予算組むとかいう手間なく、必要なときに速やかに対応できるように予算は入っているのか。
- ・ 大規模な施設の改修とか新たな施設を建てる、建てかえるとか、物品購入するとかというのは教育委員会が予算を調整して計上していくのだろうが、物的管理と運営管理は表裏一体の関係にある。敷地をどう使うか、グラウンドをサッカーで半分使って、半分はハンドボールに使うとか、そういうことまで教育委員会は口出しするのか。施設をどう管理するかという中にはお金をいただくかいたかないかということも入っていると思う。目的外使用っていうことで取るということならば、これはいろいろある。いろいろな団体が頻繁に使っている、学校開放という事業以外に。トータルで考えないとならない。物的管理と運営的管理は表裏一体の関係にある。一体的に運用して考えるべきだ。当然

に運営管理は学校現場に権限はいただいているという答弁だったと記憶している。

であればどう管理運営するか、全体の学校経営だ。そういったことは学校長の責任でやるべきことだと思う。この辺どう考えるか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 御指摘のとおり、物的な管理と運営管理については密接不可分な部分はあると思う。ただ、学校の敷地の中に先生たちが車をとめてもらっていい、給食の方はここにとめていいというようなことについては、学校長の判断で行うべきであって、教育委員会がここにとめさせちゃだめ、そこはああでないこうでないということではないと思っている。ただ、ここにとめたときに市有地の占有使用ということで使用料を徴収するかどうかということは学校長が徴収するとか、しないとかというものではなくて、教育委員会の判断で徴収すべきものと判断したものであれば、学校長が使用許可、そこを使っ

ていいということになっても使用料は徴収させていただくことになると考えている。

○小野沢 猛史委員

- ・ 命令なのか、協力要請なのか、指導なのかとても大事なことなんだ。学校長は主体的に判断する権限があるのかないのか。人事権を皆さん持っているから、要請されたら少しは物事のよくわかる方ならどこかに飛ばされたくない、嫌な思いしたくないと思えば、仕方がないとなりがちだ。人的管理と運営管理と物的管理と全部、総体的にひっかかってくる。全部表裏一体の関係だ。それをこの部分だけが市長の判断で何でもできるみたいなことは納得できない。いろんな事情があってわかり合いながら余計なことをしてこなかった。命令か、指導か解説してほしい。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 市長が勝手に決めたとは私は思っていない。財産条例の改正に当たっては教育財産にも影響を及ぼすことなので教育委員会の意見を聞いていただき、教育委員会の意見を100%ということではないかもしれないが、意向を踏まえた上で条例改正をし、それをどう運用するかという要綱については、市長部局とは別に教育委員会として、市長部局と同じ取り扱いをするということであったとしても教育委員会みずからそれを決定したということなので首長の言いなりになったかということではない。そのために教育委員会制度があるということなので教育委員会制度の趣旨にのっとった取り扱いをさせてもらったと思っている。

それから命令なのか、指示なのかという話だが、この使用料の徴収にかかわっては単純に条例を遵守していただくということに過ぎないと思っている。

○小野沢 猛史委員

- ・ 市長部局が決定しようとしている取り扱いを教育委員会でいろいろと相談されるというのは手続的には当然だと思う。

その際に、最初にやらなければいけないのは現場の声をしっかり聞くこと。5人の教育委員の方に直接聞いたのか。私は聞いてないと思うが、私はある席に呼び出され、とんでもない話だと、あたかも校長会が納得した、理解したみたいな話は全くない、理解もしていないし納得もしていないし、同意もしていないという話を聞いた。5人の教育委員会とあわせて事務方の教育長以下、皆さんがこういう流れをつくってやってしまう。だめだと言ってるものを何回も会を開いて同じことをしつこくや

られたら人間は白でも黒と言い出す。そういうやり方はやめたほうがいい。もう1回考え直してほしい。施行して運営してく中でいろんな問題が生じると思う。

なるべく早いうちに見直しをすると、問題が生じたらという前提条件つきになるが、そこら辺の議会の答弁を検証して答えられないか。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 今の御発言は、要綱の内容について説明を求めることで始めている。最後の見直しの御発言の答は出てこないと思うんだが。よろしいか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 要綱の内容について説明を受けて、その内容は理解も納得もできないということだから、自然の流れとして見直しすることがあってもいいのではないか、いろいろ問題が生じたらという前提をつけながら私の意見としてお話をしたと受けとめてほしい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 教育委員会に対する質問が終わったら教育委員会は退席するが、よろしいか。（はい）では、教育委員会は退席願う。

（教育委員会 退室）

○小野沢 猛史委員

- ・ 臨時職員とかからも駐車料金を取ると、何がしかの交通費みたいなものは払っていると聞いたが、基本的に通勤手当という形では支払っていないと聞いた。どれだけの賃金というか、先ほど市役所がワーキングプアをつくりだしているみたいって言ってたけど、これ、残酷じゃないか、勘弁してやったらどうか。嘱託だってそんなにもらっているわけじゃない、生活していくのにいっぱい、いっぱい、臨時はもっと大変だと思う。公社、財団の奉仕員とかの給与は相当低い、経済的に厳しいから残念ながらやめたという人もいると聞いているが、こういう人たちからも取るのか。所得制限を設けたらどうか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 見直したらどうだという話があったが、臨時職員の例を挙げたが、本庁に勤務する臨時職員については民間の駐車場を借りて通っている方も多数いる。7月1日から実施しようとしているので、まだ緒についていないので、とりあえず走らせていただきたいのが私どもの今の答えであり、予算特別委員会でもいろいろ議論があって、例えば教職員の公務使用に関する割合が、減免割合が3,000円のところを3割程度の2,000円にするといったことについても、検証されないまま、まず当面走らせていただいているということ等もあるので、まずは、当面この姿で走らせていただいた上で、検証するべき機会が当然出てくると思うので、そのときの判断として、どういったことが挙げられるのかは、まだわからないが、一度検証するべきときが来ると思うので、そのときにさらにいろんな、7月1日以降にも想定していないことも出てくるのかなということもあるので、繰り返しになるが、一定の時期には検証しなければならない時期が来るものと思っている。

○小野沢 猛史委員

- ・ 一定の期間とは言わずね、なるべく早くに走ったら、すぐに検証すると。大事なことなんですよ。

しっかりやってください。そういう時期が当然近々来ると、特にその取りやすいところから取ってという考えはやめてほしいな。見直してほしい、要望して終わる。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 阿部委員の質疑を続行する。

○阿部 善一委員

- ・ 一つは先ほどの質問、例えば公共財産をどこかに貸し出しをするという場合には、短期、長期あるが、長期の場合は契約を結ぶ、当然。その目的外ということでの土地を使ったものに対し、その代価をいただくとなると、それだって該当してくるような気がする。ただ、その中でいろんな状況で減免するとかしないとか、それはそのときの要綱のつくり方にあると思うが、例えば学校敷地、学校を建てる、あるいは1年かかる、あるいは1年半かかると、長期間占有する場合もあるわけですから、荷物の搬入搬出は別として。そうすると、皆さんが提案しようとしたその要綱と同じような議論ができるんじゃないのかなと、ここは考えていただきたい。今、結論出る話じゃないと思うので、十分に考えていただきたい。
- ・ それから、話を聞くと英語の臨時教員の人たちが、派遣会社から派遣されている例が非常に多いんだと。そして、一定時間で、次の学校、次の学校って回って歩いている。
そういう方は、対象になっているのか、ならないのか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ いわゆるAETのことだと思うが、それらの方々は、端的に言うと該当にならないが、時間要件だとか、一定の勤務場所が、何て言うか、転々って言う言い方がいいのか、定めた場所がないということと時間的要因から対象にはならないものとしている。

○阿部 善一委員

- ・ 非常に1時間当たりの賃金も安いそうなので、それも血も涙もないということにならないようにしていただきたい。それから通勤車を公用で使った場合、前に燃料代を払うとか何とかって聞いたことがあるんだけど、それはないんだろうか。ただで使わせるのか、その公用車は。
確か、燃料代を補償するとか補償しないとかってというような議論、議会の経過があったような気がするんだけど、その点はどうか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 細部になると、ちょっとわからないが、基本的には旅費は道から支給されるものであって、それが満度支給されていない状況にあって、教育委員会としても、教育長会を通じて、北海道に申し入れしたいという答弁は何度も聞いておりますので、記憶しておりますけれども。そういった中で、その満度旅費が支払われない状況のもとで、私有車の料金を取るのかということ、先ほど5人の教育委員会の中で教育長に申し入れをしたのは、そういう状況にある中でお金を取るのであれば、公用車を配置するか、減免制度を設けてほしいという願いをした経過がございます。そういった中で市長も判断としては、3割程度であれば減免しましょうという結論に達したものでございます。
それから、市の用務の部分であれば、市費で旅費を支出できるという場合もあるとは聞いておりますけれども、現実的な運用につきましては、もう帰られているのでちょっとわかりません。

○阿部 善一委員

- ・ 教育委員会が帰っちゃったので。例えば、今言ったように市の用務がいろいろある中で、財務部長が言ったようにそれはケースとすればあり得る話なんだね。その場合はその燃料代を支払う、それは当然支払うべきだなと、当たり前の話だと思っているんだけど。だけどそのときの予算は、まさか教育委員会費から払うわけではないと思うんだけど、その辺は財務部とはどんな話になっているか。

○財務部長（大竹 教雄）

- ・ 教育委員会の旅費は教育費で賄うことになるので、そのとおりである。

○阿部 善一委員

- ・ この24年度予算の中にそのことが盛り込まれているかどうかというのはわからないけど、きょうは先に帰っちゃったんで、それはまた別の場で聞かなきゃならない、一つまた課題ができた。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ この要綱に沿って質問をお願いします。

○阿部 善一委員

- ・ 私の質問はこれで終わります。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に御質疑ございませんか。（なし）
- ・ それでは、発言を終結いたします。理事者は退席をお願いします。

（財務部 退室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ それでは、ここで議事について相談する。
- ・ ただいま審議が中断している、議案第18号を除いて付託事件審査に戻りたいと思うが、いかがか。（異議なし）

1 付託審査事件

○委員長（工藤 恵美） それでは、協議を行います。順次、各会派の賛否をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、市政クラブからお願いいたします。

○金澤 浩幸委員 議案第1号、4号、9号、10号、11号、12号、14号すべてマルです。

○委員長（工藤 恵美） はい。民主・市民ネットさん。

○阿部 善一委員 市政クラブの金澤委員と同じです。

○委員長（工藤 恵美） はい。公明党さん、お願いいたします。

○茂木 修委員 同じです。

○委員長（工藤 恵美） はい。市民クラブさん。

○小野沢 猛史委員 はい、同じです。

○委員長（工藤 恵美） はい。日本共産党さん。

○紺谷 克孝委員 私どもも、同じです。

○委員長（工藤 恵美） それでは、確認をいたします。皆さん、全員賛成ということでございます。

それでは、次に陳情の採決ですね。陳情第19号福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情第1項の第1号と第2項の第1号、6号及び第7号について、各会派の賛否、そしてその理由をお伺いしていきたいと思っております。なお、継続審査を主張する場合にも理由をお願いいたします。

○金澤 浩幸委員 4号とも、本来であれば、国の制度を充実していただいて、国がやるべき問題なのかなどは思いますが、陳情者の方々が困られて、我が函館市に陳情を出してきたっていう部分もございませうし、その中で現状がどうなのか、あと函館市単独で協力してあげられるものなのか、どうなのか、そこから辺、まず資料等要求もしましたので、その結果を見てもう一度議論させていただいてからの結果となると思っておりますので、継続でお願いしたいと思っております。

○委員長（工藤 恵美） はい、わかりました。では次に、民主・市民ネットさんお願いいたします。

○日角 邦夫委員 1項目の1号、当初マルって言うふうに考えてたんですけども、資料要求していることもあって、詳細についてももう少し知りたいと。ただ、早急に、本当に来年の3月31日以降ということだから、一刻でも早く状況って言うかね、検討したいという気持ちがあります。でも、資料要求してまずんで、それについても1回勉強して、答えは早急に出したいということで、同じように全部継続というふうにしたいと思っております。

○委員長（工藤 恵美） はい、わかりました。次に、公明党さん、お願いいたします。

○茂木 修委員 うちも同じで資料要求もされておりましたので、それが出てきた後に、しっかり検討させていただきたいと思っておりますので、継続をお願いいたします。

○委員長（工藤 恵美） はい、わかりました。市民クラブさん、お願いいたします。

○小野沢 猛史委員 同じです、はい。

○委員長（工藤 恵美） はい。日本共産党さん。

○紺谷 克孝委員 私どもも、積極的に支援すべき内容だと思いますが、資料出てから判断したいというように考えてます。

○委員長（工藤 恵美） はい、わかりました。はい、お聞きのとおりでございます。それでは皆さん継続ということで決定いたします。

次に、事務調整のため、休憩いたします。3時めどで休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後3時12分再開

（企画部、財務部、消防本部、南茅部支所 入室）

○委員長（工藤 恵美） 皆様、お疲れさまでございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各事件について、順次採決をいたします。

まず、議案第1号平成24年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、議案第4号函館市税条例の一部改正について、議案第9号物品の購入契約についてから、議案第12号物品の購入契約についてま

で、及び議案第14号工事請負契約についての以上7件を一括して採決をいたします。

各案は原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) 異議がありませんので、各案は原案のとおり可決をいたしました。

ここで理事者は御退席ください。

(企画部、財務部、消防本部、南茅部支所 退室)

○委員長(工藤 恵美) では次に、陳情第19号福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情第1項第1号、第2項第1号、第6号及び第7号までにつきましては、継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) 異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

お諮りいたします。継続審査とすることに決定いたしました事件について、本日伺った意見を踏まえた理由をもって、閉会中継続審査とする旨、議長に申し出たいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。委員長の報告文につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長(工藤 恵美) それでは、次に、調査事件でございますが、違うね、まだ、付託事件が残っております。中断しておりました1の付託事件審査の議案第18号の審査の議事に戻りたいと思います。では、事務局から、都市建設部の出席を求めたいと思います。お願いします。

(企画部、都市建設部 入室)

○委員長(工藤 恵美) はい、御苦労さまです。都市建設部さんにおかれましては、特別に出席していただきまして、ありがとうございます。

それでは、午前中に資料要求いたしましたことについて、資料を提出できるかどうか、企画部さんと都市建設部さんからお答えをいただきたいと思いますので、お願いいたします。

企画部から聞いておりませんか。

○都市建設部長(戸内 康弘) 聞き取った分だけ。

○委員長(工藤 恵美) はい。

○都市建設部長(戸内 康弘) であれば、足りないものがあれば言ってください。

企画部から聞き取った内容で我々整理しますので、もし不足分があれば、指摘していただければと思います。

まず、設計者と市の打ち合わせ、確認事項の記録。基本設計当初からのということですが、これについては、記録がありますので、御提出できます。

それから、市内業者見積もりと設計者見積もりの差額でございますが、これは積算にかかわるもので、入札執行前ですので、これについては、ちょっと御提出は無理でございます。

それから、液状化に関連する路盤調査の記録でございますが、これについては、地質調査を行っておりますので、地質調査の結果については、御提出できます。

それから、公社が北海道振興からどつく跡地を買った際の契約で、既存基礎が埋没されていることを重要事項説明としているか、契約書の写しなどを提出してほしいとのことですが、これは土地開発公社のことですので、実際、我々資料等は持ち得てないので、それは公社側に聞いていただくしかないと思います。

それから、矢板の必要性と地質調査との関係。これにつきましては、地質調査をやっている上で、あそこのだつくは2メートルの盛土を行っております。その下がシルト層になってまして、N値10以下の層が4から7ぐらいですか、そのぐらいのN値の層がずうっと続いて、だらだら続いているような状況になってます。そういう中で、基礎の解体工事自体は2メートルから5メートルの掘削深度がございます。その中でそのシルト層の部分があらわになることから、矢板を必要として、判断したものでございます。これについて資料というと先ほどの地質調査をやった結果と同じものになるかなとは思いますが。

それから、矢板、6,000万円もするのかなということですが、矢板自体の値段は計算していただくと、ここで、この場で補足説明したほうがよろしいでしょうか。

○阿部 善一委員 後でいい。

○都市建設部長（戸内 康弘） 後のほうがいいですね、はい。見積もり、資料については提出できますので、これは提出いたします。

それから、1週間前の市とJVとの打ち合わせ記録というのは、これ受託者との打ち合わせってことでしょうか。

○阿部 善一委員 設計屋と。

○都市建設部長（戸内 康弘） 設計屋と1週間前、先週・・・。

○阿部 善一委員 直近。

○都市建設部長（戸内 康弘） 直近の中で、私がやりとりをしたのは、口頭で今後の、補修の部分でメモがないんです。口頭でのやりとりでしかないものですから。それ質問していただければと思います。

それから、小野沢委員のほうから中止した5件の工事名、予定価格、入札予定者、参加資格者でもよいということですが、これは財務部のほうで入札公告行ってますので、その中でお示しできるかと、入札公告の資料を出すことによってお示しできるかなと思います。

それから、中止した5件の工事、それぞれ幾らくらい低くなったのかということですが、これから工事発注予定の部分も含めまして、積算額については、我々、発注分含めて19本の工事で分離発注してます。で、総額38億3,000万円という工事金額の中でやりくりをしますので、これが幾らく低くなったとか、どうだったのかっていうのは、ちょっと今の段階で御提示するのはちょっと難しいかなと思います。

○小野沢 猛史委員 幾ら低くなったかと、全体でということではなくて、今回二億九千、まあ三億円くらいの補正予算を計上したと。それはその発注予定した工事のどの部分の工事だったのかというところなのかを。

○都市建設部長（戸内 康弘） はい、わかりました。最初は六億幾ら増だったものを減額して、3億円の補正を求めたのに対して、その部分。それについても口頭で報告することはできますけれども、内訳書だとか、そういうもので出すと、また入札執行前なものですから、口頭で御報告させていただきたいと思います。

それ以外の業者にも確認したのかということでございますが、これについても口頭でのやりとりですので、質問の中でお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、入札予定者が来たとのことだが、どんな話だったのか、だれが幾ら低いとか言ってたのかということでございますが、これも記録等にとってませんので、口頭でのやりとりですので、その部分については御質問していただければ、お答えしたいと思います。

○阿部 善一委員 先ほど言いました4番目の公社が北海道振興から買ったときの契約、私、これは上物があると思いませんでしたので、更地だというふうに思いましたので、これは結構です。これは取り下げます。

○委員長（工藤 恵美） 今お聞きのとおりでございます。資料として提出できるもの、また、口頭で話ができるものということで、都市建設部から説明がございました。企画部に対する資料はなかったですね、なかったんですね。私、先ほど財務も入札に関係してあると思いましたが、ないようでございますので都市建設部からの資料提出ということで、これは委員会の資料として要求いたしますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤 恵美） 本来ですと、今ここでせつかく都市建設部長がおいででございますので、質疑があるのかと思いますが、資料が、この時間でございますので、後日。

○都市建設部長（戸内 康弘） 入札公告につきましては、財務部所管になりますので、財務部のほうから提出させていただきます。

○委員長（工藤 恵美） はい、わかりました。では、25日月曜日、午前10時からということで、再度開催したいと思いますので、そのときにはまた都市建設部には出席していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこの程度にとどめまして委員会を散会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時26分散会